

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 こども育成部こども政策課

番号 11

許認可等の内容		自立支援医療（育成医療）の給付の決定
根拠法令及び条項		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条
審査基準	関係条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第30条
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>○対象者 身体上の障害のある、または現存の疾患を放置すると障害を残すと認められている18歳未満の者で、都道府県知事等が指定する指定自立支援医療機関で受ける治療により、確実な治療効果が期待できる者（市民税額（所得割）が23万5千円以上の世帯については、給付の対象とならない場合あり）</p> <p>○対象となる障害 肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、心臓機能障害、腎臓機能障害、小腸機能障害、肝臓機能障害、その他の内臓障害、免疫機能障害</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（令和5年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 31日
	設定等年月日	平成25年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）